

令和2年度

# 工事監査報告書

世田谷区監査委員



2世監第105号  
令和3年3月31日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	中根秀樹
同	山口裕久
同	津上仁志

#### 令和2年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査に当たっては、阿部能章前監査委員は令和2年11月30日まで、中根秀樹監査委員は令和2年12月1日以降関与しました。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

#### 第1 監査の対象

令和元年度から令和2年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件名 地先道路築造工事（東北沢駅駅前広場）
- 2 施工場所 世田谷区北沢三丁目1番先

#### 第2 監査対象部

北沢総合支所及び土木部

#### 第3 監査の実施方法等

##### 1 監査委員による監査

令和3年1月29日

監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。

##### 2 事務局による監査

令和2年12月22日

工事調書、技術調査報告等による調査、検証及び対象工事の現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

##### 3 技術調査

令和2年11月6日

工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査（書類審査と現場調査）を委託した。

#### 第4 監査の実施方針

- 1 区が発注した工事が適正に行われているかについて技術面や安全面の観点から監査を行った。
- 2 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行った。

#### 第5 監査の着眼点

- 1 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- 2 設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なもの

のになっているか。

- 3 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- 4 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

## 第6 監査対象工事の概要

### 1 工事目的

小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業及び複々線化事業に合わせて、道路と鉄道の交通結節機能の向上、防災機能の強化を図るため、駅前広場の整備を実施する。

また、本施工場所は、東京都木造住宅密集地域整備促進事業における北沢三・四丁目地区に位置しており、地区の防災力の向上を図るために駅前広場の整備と合わせて、防火水槽、かまどベンチ等を整備する。

### 2 工事概要

- (1) 契約方法 一般競争入札
- (2) 契約相手 株式会社東洋土木
- (3) 契約金額 93,500,000円（消費税込み）  
なお、車道舗装構造の変更や交通安全施設の増設など工事現場の状況に応じた仕様変更等により、令和3年2月4日付の契約変更で、契約金額が96,516,200円（消費税込み）となった。
- (4) 契約日 令和2年6月10日
- (5) 工期 令和2年6月10日から令和3年2月12日まで
- (6) 主な工事内容  
道路延長 81.7m  
道路幅員 6.0～31.0m  
道路面積 2,118㎡
- (7) 工事種別

主な工種	内容	数量
排水施設工	街きよ	166.0m
	街きよ用集水柵	14箇所
街築工	歩道止石	20.8m
	分離帯	41.2m
	地先境界ブロック	76.8m
	境石	113.4m
	植樹帯縁石	94.9m
		端部4箇所

舗装工	半たわみ性舗装(舗装厚 55cm・仕上厚 55cm)	35 m <sup>2</sup>
	透水性舗装(舗装厚 25cm・仕上厚 25cm)	404 m <sup>2</sup>
	アスファルトコンクリート舗装(舗装厚 60cm・仕上厚 60cm)	100 m <sup>2</sup>
	アスファルトコンクリート舗装(舗装厚 60cm・仕上厚 5cm)	128 m <sup>2</sup>
	アスファルトコンクリート舗装(舗装厚 25cm・仕上厚 10cm)	24 m <sup>2</sup>
	透水性インターロッキングブロック舗装(舗装厚 18cm・仕上厚 18cm)	657 m <sup>2</sup>
	インターロッキングブロック舗装(舗装厚 35cm・仕上厚 35cm)	47 m <sup>2</sup>
	透水性アスファルト舗装(舗装厚 14cm・仕上厚 14cm)	177 m <sup>2</sup>
	アスファルトコンクリート舗装(舗装厚 55cm・仕上厚 55cm)	414 m <sup>2</sup>
	遮熱材塗布工	360 m <sup>2</sup>
	電線共同溝特殊部化粧蓋舗装	8 箇所
交通安全施設工	道路標示白(黄)線	一式
	防護柵	一式

( 8 ) 工事の特徴等

環境に配慮した整備

- ・透水性インターロッキングブロック舗装の整備
- ・LED街路灯の整備

防災に寄与する施設の整備

- ・かまどベンチ、収納ベンチの整備

歩きやすい道路環境の整備

- ・歩道のバリアフリー化
- ・電線共同溝整備(平成30年度整備)

交通結節点としての整備

- ・東京都施工の補助第26号線との一体的整備
- ・バス、鉄道との乗り継ぎの改善

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査によれば、地先道路築造工事(東北沢駅前広場)は、「おおむね適正に執行されているものと判断する」とされたが、次のような助言等があった。

## 1 技術調査における所見

本件工事は、年末年始休暇を越えて2月中旬に竣工期限を迎えるので、厳しい工程管理、新型コロナウイルス感染防止及びその他の施工管理が極めて重要である。加えて、地球温暖化による気候変動に伴い、通常乾燥期である秋から冬にかけて豪雨も予想されるので、このような状況を想定した施工管理が必要となる。工事担当者は、協力して今後の工事の課題を抽出し、問題点の解決に当たる他、品質や出来形（注）計画に適合したものに仕上げられたい。

（注） 出来形とは、工事施工が完了した部分のことをいう。

## 2 個別所見

### （1）特記仕様書の内容

「29.工事現場管理」及び「31.工事現場管理」は重複しているので内容を整理して記載されたい。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が発せられる等社会的に大変関心が高まっており、まだ終息に至っていない状況である。今後、終息に至るまで、新型コロナウイルス感染防止のため、工事に当たっての主な注意事項について喚起を行うこと。

### （2）施工計画書の内容

施工計画書は、どこで、誰が、いつ、何を、どのようにするのかを明確にして、これを活用する人たちに積極的に伝える必要があるので、読みやすくするためにページをふられたい。

購入資材管理は重要な施工管理項目であるので、現場組織表には購入資材管理者名を表記するとともに、工程・品質・出来形・写真の各管理に加えて購入資材管理を表記されたい。また、資材が傷つかない取り扱い方法、資材の保存方法等についての注意事項を記載されたい。

安全管理の項目の始業時間及び終業時間は当該作業場の就業規則となるので、安全施工サイクルに時間を表記されたい。

### （3）作業日報の内容

毎日実施している作業打合せ結果をどのように安全衛生日誌に記載しているかは、施工と安全衛生・品質を結び付ける重要な項目である。また、作業当日の作業開始前に行う危険予知活動は、全作業員が意識して作業に当たらなければならない目標点は何かを作業員全員で考え実施するものである。作業打合せ会、危険予知活動は実施しているが、所定の用紙に記載していない。しかし、記録を残していないと労働災害や品質問題が発生した際に原因を追究できない状況であるため、請負業者の問題としてのみ考える



のではなく、発注者にとっても重要な項目であるとして、今後の工事に生かされたい。

(4) その他の所見(一般的な留意点)

新型コロナウイルス感染症の拡大が終息するまで、また、一旦終息したあと、いわゆるウイズコロナ、アフターコロナといわれる時期における社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要な問題であると考えている。

したがって、このような時期における社会資本整備事業の発注者は、工事における新型コロナウイルス感染防止について、対処方針をしっかりと定め社会的責任を果たす必要がある。その方策として、特記仕様書において新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した施工計画を樹立して作業を行うことについて請負業者に注意喚起を求める検討をされたい。

第8 監査の結果

監査の結果、地先道路築造工事(東北沢駅駅前広場)については、おおむね適正に行われていると認められた。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

1 工事中の工程管理及び安全管理について

駅前広場は、朝夕の通勤・通学者をはじめとする多くの鉄道利用者等が利用する。本件工事では、歩行者用通路が駅前広場内を横断する形で道路の築造工事が施工されることから、工事中の工程管理及び安全管理に留意しなければならない。特に安全管理については、工事関係者はもとより鉄道利用者、歩行者、近隣住民などの第三者に対しても事故防止に努めることが重要である。

本件工事現場では、柵等により歩行者用通路を明確に作業区域と分離して工事をしていった。また、当該歩行者用通路に面した2か所と東側都道、西側区道に各々面した所に工事用車両等の出入口を設け、使用しない時間帯は閉鎖され、使用する場合には交通誘導警備員が配置されていた。さらに、当該歩行者用通路の維持管理状態も良好であった。

一方、本件工事現場では、安全対策として危険予知活動が行われている。危険予知活動は、日々の作業開始前に作業に潜む危険性を全員で確認するためにも重要な行為であるが、この記録が作業日報等に残されていなかった。この点について、今回の技術調査では、労働災害や品質問

題が発生した際に原因の追究が困難になることから、記録を残すよう助言を受けている。また、技術調査の所見では、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した施工計画についても触れられている。このような安全対策については、決して施工業者任せにすることなく、発注者の責任と指導のもとで行うことが重要である。

今後も区が発注する工事の施工に当たっては、区が主体的に施工業者に対する適切な指導を行うなど、発注者としての適切な安全管理に努めるとともに、技術調査の結果における助言を活かしながらより安全な工事の施工に向け努力されたい。

## 2 地域住民との協働について

本件工事の施工場所である東北沢駅周辺は、都市基盤整備が立ち遅れたまま市街化した木造住宅密集市街地であり、区は、快適な居住環境の形成、災害に強い市街地の実現を目標に、道路整備、建築物の不燃化促進、オープンスペースの確保等に取り組んでいる。こうした中、小田急線連続立体交差事業及び複々線化事業を契機とした駅前広場整備については、東北沢駅、下北沢駅及び世田谷代田駅の「駅前広場整備構想」策定当初から住民アンケート、住民意見募集、住民参加によるワークショップ、意見交換会など地域住民との協働により本件整備案が検討、設計されてきた。交通、防災機能の面においては、バス、タクシー、送迎の自動車等の乗入れ、災害時の活動や一時的な避難場所ともなる約1,700㎡のロータリーが整備され、防火貯水槽、かまど・収納ベンチが設置されている。環境機能の面においては、車道の遮熱性舗装、歩道部の透水性ブロック舗装、また、その配色パターン等にも地域住民と意見交換した内容が盛り込まれている。さらに、地域イベントにおいて活用が想定されるロータリー部分の一部の防護柵を脱着タイプにするなど、可能な限り地域住民の意見を反映させていることを評価する。

今後も、地域住民と意見交換しながら地域に親しまれる利便性の高い駅前広場づくりを目指すとともに、駅前広場の維持管理面においても地域住民との協働を進められたい。

